

第14回 青梅市公共交通協議会

公共交通空白地域等実証運行補助について

平成26年10月29日

1. 公共交通空白地域等実証運行補助

青梅市公共交通基本計画では、基本方針Bとして「公共交通空白地域の改善」を掲げている。

この実現を図るため、青梅市では基本計画にもとづき「地域住民による地域公共交通改善制度」を新たに導入し、利用者の立場からの公共交通空白地域等の改善を支援している。

公共交通空白地域等の改善を進展していくためには、交通事業者による新規路線の設定や新たな交通事業者の参入などが必要である。これらを促すため、交通事業者への支援策として補助制度を検討する。

(1) 制度概要

生活道路をおもな経路にするなど市内公共交通空白地域等において、市場調査などを目的として実証運行を行う法人等に対し、安全性を確保することや既存公共交通を棄損しないことなどを条件に補助を実施する。1路線に対し3か年を限度とする。

(2) 制度目的

- ・ 地域の潜在的公共交通利用者を顕在化させ、需要を把握する。(需要調査・利用者開拓)
- ・ よりきめ細かな公共交通網を構築し、公共交通空白地域等の解消を図る。(利用者利便の向上)
- ・ マイクロバスなど既存資産を保有する事業者に、公共交通事業のノウハウを取得させ、新たな地域公共交通事業者として育成する。(事業者の育成・運転者の確保)

(3) 補助対象者

- ・ 交通事業者が行う市場調査を目的とした試行運行事業
- ・ スーパーや福祉施設が行う無料移送サービス など

(4) 補助条件

- ・ 運行にあたって安全性が確保されていること
- ・ 路線経路がおもに公共交通空白地域等を運行するとともに鉄道駅など交通拠点を經由するなど公共交通網の充実に資すること
- ・ 既存公共交通の利用者の逸走を招く恐れがないこと

(5) 補助対象

- ・ 燃料油脂費など運行にかかる経費の一部